

# 令和5年度環境負荷低減型産業集積・人材育成事業（企業誘致セミナー）委託業務 企画提案指示書

## 1 委託する業務名

令和5年度環境負荷低減型産業集積・人材育成事業（企業誘致セミナー）委託業務

## 2 業務の目的

東京・大阪・名古屋の三大都市圏において、ものづくり製造業などを対象に北海道の立地優位性をPRする企業誘致セミナーを開催し、本道への企業立地促進を図る。

## 3 委託業務の内容

### (1) セミナー開催に係る企画立案および運営等

三大都市圏のものづくり製造業関係者が多数参加し、本道のものづくり産業の技術や事業環境をPRするセミナーを開催するための企画立案および運営（会場設営、受付、進行、オンラインでのライブ中継およびアーカイブ配信）を行う。

なお、開催については次のとおりを予定。

	東京会場	名古屋会場	大阪会場
日程	令和5年9～12月	令和6年1～2月	
想定会場	東京都23区内 カンファレンスセンター	名古屋市内ホテル	大阪市内ホテル
開催方法	リアルとオンライン（ライブ中継およびアーカイブ配信）の ハイブリッド方式での開催		
会場定員	各会場100名		
テーマ	感染症の影響やカーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーション（DX）など企業を取り巻く社会経済状況の変化に対応し、豊富な再生可能エネルギーや豊かな自然環境といった北海道の立地優位性をPR		
対象	ものづくり製造業関係者		
内容	①セミナー 道の立地優位性プレゼンテーション 基調講演または道内立地企業講演（1会場につき2～3名程度） 道内自治体プレゼンテーション ②名刺交換会 道産品PRを兼ねた軽食等の提供も行うこと		

※会場や講師の選定などセミナー開催に係る事項については、当委託業務の契約締結後、道と調整して決定する。

※各会場費および各講師に係る経費（謝金、旅費等）については、委託料に含めること。

※実施にあたっては、感染症の蔓延を防ぐため適切な措置を講じること。

### (2) 来場者募集に係る広報および集客

三大都市圏のものづくり製造業関係者を対象にセミナーへの来場を効果的、効率的に行う広報や集客を行う。

来場者募集にあたって、北海道企業誘致推進会議のウェブサイトまたは受託者のネットワークを活用するなど、効果的な広報・集客を図ること。

### (3) 開催後フォローアップの実施

セミナー開催後、参加者アンケートの実施、集計および分析など、セミナーの効果を高め、ビジネスマッチングに結びつくフォローアップを行う。

### (4) 実施報告書の作成および提出

(1) から (3) の業務に関する報告書を作成し提出する（紙媒体3部、電子媒体1式）。

#### 4 契約の方法等

- (1) 契約方法 総合評価一般競争入札
- (2) 委託期間 契約締結日から令和6年(2024年)2月29日(木)まで
- (3) その他
  - ・ 本業務は、感染症などの影響により、業務内容の変更や業務委託を中止する場合があります。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。
  - ・ また、委託契約締結後、感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合があります。

#### 5 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1 実施体制	実施体制・役割等
2 実施手法	業務処理工程表・経費積算
3 実施方策	(1) セミナー開催に係る企画立案および運営等について
	(2) 来場者募集に係る広報および集客について
	(3) 開催後フォローアップの実施について
4 実績	過去の実績
5 追加提案	追加提案
6 道施策との適合性(該当がある場合)	① 「北海道働き方改革推進企業認定制度」
	② 「障がい者雇用」
	③ 「パートナーシップ構築宣言」

#### ※記載上の留意事項

- ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。
- イ 業務処理工程表・経費積算については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。
- ウ 実施方策については、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。
- エ 過去の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。
- オ 追加提案については、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。
- カ 道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定を受けている場合は、認定書(写し)を提出すること。  
道が実施している「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、認証書(写し)を提出すること。  
国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、宣言書を提出すること。

なお、複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）の場合は、各制度・宣言において各構成員の認定書等を提出すること。

## 6 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 7 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 参加資格申請書、添付資料とも 1 部
- (4) 提出期限 令和 5 年（2023 年）5 月 26 日（金）16 時（必着）
- (5) 提出場所 10 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

## 8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも 6 部  
※ 1 部は提案者名を記載したもの。残り 5 部は提案者名を記載しないもの。  
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和 5 年（2023 年）6 月 9 日（金）16 時（必着）
- (5) 提出場所 10 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

## 9 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

## 10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨  
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類  
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
  - ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
  - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
  - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
  - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。  
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
  - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
  - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。
  - オ 全ての提出書類は返却しない。
  - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先  
郵便番号 060-8588  
札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎8階）  
北海道経済部産業振興局産業振興課立地推進第一係（担当：久保）  
電話 011-204-5324  
電子メールアドレス kubo.masatsugu@pref.hokkaido.lg.jp